

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年11月2日
【会社名】	朝日インテック株式会社
【英訳名】	ASAHI INTECC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮田 昌彦
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋守山区脇田町1703番地
【電話番号】	052 - 768 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹内 謙式
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋守山区脇田町1703番地
【電話番号】	052 - 768 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹内 謙式
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 301,400,000円

(注) 1 本募集は、平成21年9月29日開催の当社定時株主総会の決議及び平成21年10月23日付取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2 募集金額は、ストックオプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年10月23日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成21年11月1日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

欄外注記

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2 行使価額 行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または新株予約権を発行する日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）のうちいずれか高い方に1.03を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。 ただし、（注2）の定めにより調整されることがある。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2 行使価額 行使価額は、<u>1,507円</u>とする。 ただし、（注2）の定めにより調整されることがある。</p>
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 <u>306,400,000</u> 円（注3）
---------------------------------	----------------------------

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 <u>301,400,000</u> 円（注3）
---------------------------------	----------------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 発行価格 1株当たりの発行価格は、<u>行使価額と同額</u>とする。</p> <p>2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p>
-------------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 発行価格 1株当たりの発行価格は、<u>1,507円</u>とする。</p> <p>2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p>
-------------------------------------	--

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 省略
- 2 省略
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。なお、この金額は行使価額の調整により増加または減少することがあります。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

(訂正後)

- (注) 1 省略
- 2 省略
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額の調整により増加または減少することがあります。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
306,400,000	1,000,000	305,400,000

(注)1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額ならびに発行諸費用の概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
301,400,000	1,000,000	300,400,000

(注)1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算したものであります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額ならびに発行諸費用の概算額は減少いたします。